

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
久保建設株式会社	高知県高知市春野町東諸木2669

### 2. 指名停止措置期間：

平成30年 4月20日 から 平成30年 7月19日 3ヶ月

### 3. 指名停止措置の範囲：

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要：

本件については、久保建設株式会社が、当局高知港湾・空港整備事務所が発注した「平成29年度 高知港三里地区防波堤（東第一）工事（その（4））」の落札者となったにもかかわらず、配置予定技術者を配置できない旨申し出て、契約を辞退したものである。

### 5. 指名停止措置理由：

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号の措置要件に該当する。

#### 【指名停止措置要領 別表第2】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8304)

○ 総務部経理調達課長 中野 靖 久 (内線 6311)

○ 総務部契約管理官 金本 真 司 (内線 6331)

総務部契約課長 池本 雄 一 (内線 2511)